

安全利用点検

● 安全利用点検とは

河川利用は、利用者自らの責任において行われることが原則ですが、荒川に設置している階段や手すり、制限柵等の施設については、河川を訪れた人が安全に利用できるよう、施設の点検を行っています。平常時の巡視でも不具合を発見し、補修等を実施していますが、毎年河川利用者が特に多いゴールデンウィーク前、夏休み前に重点的に施設の点検を、対策を実施しています。

点検対象は、堤防、河川敷（高水敷）、低水護岸、樋門・水門などの施設及びその周辺です。



安全利用点検の様子

● 主な点検対象

(1) 堤防

- ① 堤防天端道路や、堤防に設置されているスロープ、階段、河川敷の緊急用河川敷道を中心に点検を行います。
- ② 舗装の陥没等の有無や、手すりの破損状況等を点検し、危険と判断された箇所については、応急補修又は注意喚起の看板を設置し、河川利用者の安全確保に努めています。

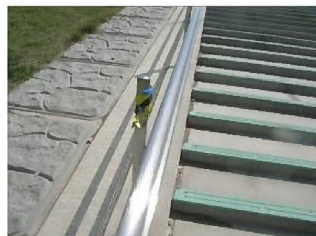


堤防天端道路の破損状況



堤防階段手すりの変形補修

【階段手すりの補修】



点検時の状況



対策後の状況

【階段の補修】



点検時の状況



対策後の状況

(2) 河川敷・低水護岸

河川敷や低水護岸は、降雨や水の流の影響により、土砂の流出や、コンクリートが破損することがあります。これらを点検により確認し、応急対策や注意喚起を実施しています。

【護岸破損部における制限柵と注意看板設置】



点検時の状況



対策後の状況

(3) 樋門・水門

樋門・水門周辺の安全施設の破損・変状を点検します。点検によって、破損・変形などが確認された場合は、応急対応を実施し、河川利用者の安全確保に努めます。

【水門脇の制限柵の応急補修】



点検時の状況



対策後の状況